

事業系ごみの扱い

商店、飲食店、事務所、官公庁、銀行、病院、工場や農業、漁業などから出されるごみは、廃棄物処理法の規定で一般家庭からのごみと区分されており、事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第3条（抜すい）

事業所はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

！ 事業所のごみは、地域のごみステーションには出せません

事業系一般廃棄物の処理方法

組合の処理施設に持ち込む



収集運搬業者に依頼



事業者が自ら組合の処理施設に搬入（有料）するか、各市村の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に収集を依頼してください。

一般廃棄物の処理を無許可業者へ委託すると、委託した側も罰せられます！

（5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金）

- ・収集運搬業者に依頼する場合、料金等は業者とご相談ください。
- ・産業廃棄物については組合の処理施設へ搬入することはできません。
- ・ごみの分別は排出者（事業者）の責任において適正に行ってください。

事業系一般廃棄物の処理料金 （令和3年3月現在）

可燃ごみ	
搬入する量	処理料金
10kgごと	60円
せん定枝	
搬入する量	処理料金
10kgごと	100円

不燃ごみ	
搬入車両の最大積載量	処理料金
～ 1,000kg	7,000円
1,000超 ～ 2,000kg	15,000円
2,000超 ～ 4,000kg	37,000円
4,000超 ～ 7,000kg	54,000円
7,000超kg	92,000円

一般家庭からのごみを自ら組合の処理施設に持ち込む場合、指定袋に入っていないごみの処理料金は事業系一般廃棄物と同額になります。